

『原動機付自転車・その他の二輪』

種 別		税率(年税額)	
		H27年度まで	H28年度より
原動機付自転車	1 総排気量50CC以下(ミニカーを除く)	1,000円	2,000円
	2 二輪のもので、総排気量50CCを超える90CC以下	1,200円	2,000円
	3 二輪のもので、総排気量91CCを超える125CC以下	1,600円	2,400円
	4 ミニカー(50CC以下)	2,500円	3,700円
軽二輪	総排気量125CCを超える250CC以下	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車	総排気量250CCを超えるもの	4,000円	6,000円

税を考える週間

11月11日(水)～17日(火)

税に関するパネル展

南風原町役場 町民ホール(1階)
11月11日(水)～11月20日(金)

毎年 11月11日～17日までの間は税を考える週間として納税者の皆様に税の仕組みや役割について考えてもらうとともに、税に対する理解を深めてもらう為に全国でさまざまな催しが開催されます。この機会に税について、家族や職場のみなさんと話し合ってみましょう。

那覇税務署による年末調整説明会

日時：11月19日(木)10時～12時半

場所：沖縄コンベンションセンター ●年末調整のしかた
※会場の駐車場台数に限りがありますので、●源泉徴収票等の作成
バス・タクシーなどをご利用ください。

～税務署からのお知らせ～(記帳説明会)

平成26年1月から記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大され、個人で事業や不動産貸付等を行う全ての方は、収入金額や事業規模の大小を問わず、記帳と帳簿書類の保存が必要となりました。

制度の概要や具体的な記帳の仕方等について、「記帳説明会」を下記のとおり開催いたします。

☆記帳説明会の開催日時☆

日 時	11月16日(月)	対 象	不動産所得のある方 事業所得のある方	9時半～11時半 14時～16時
場 所				
説明内容				

お問い合わせ 税務課住民税班 ☎889-4413 ・ 那覇税務署 ☎867-3101

固定資産(家屋)について ～家屋の取り扱い～

①家屋を取り壊したとき

住宅や店舗、事務所、物置、車庫など、建物を取り壊したときは、『家屋滅失届』を提出してください。

建物を取り壊しても届出がないと、壊したことが確認できないため、翌年度以降もそのまま課税となります。納税通知書の固定資産(土地・家屋)明細書のページをご確認いただき、取り壊した家屋が記載されている場合は、届出をお願いいたします。

なお、固定資産税は毎年1月1日に所在する家屋が課税の対象となり、その年の4月から始まる年度について1年分課税されます。年の途中で取り壊しても、年税額は変わらぬのでご注意ください。

お問い合わせ 税務課 資産税班 家屋係 ☎889-4413

②家屋の名義を変更したとき

登記されていない家屋の所有者が、相続や売買、その他の理由で変わった場合は『未登記家屋名義変更届』を提出してください。

登記されている家屋は、法務局での名義変更手続き(所有権移転登記)をすると法務局から役場へ新しい所有者に関する通知が送られてくるため、所有者を変更することができますが、登記されていない家屋については役場へ届出をしていかないと所有者の変更ができません。

登記の有無については、納税通知書の固定資産(土地・家屋)明細書のページをご確認いただき、登記されていない家屋には家屋番号欄にアルファベットの「M(エム)」が記載されています。

平成28年度から 軽自動車税の税額が変わります。

軽自動車税の見直しが行われ、平成28年度から税率が一部引き上げられます。また税制のグリーン化が進められており、軽自動車も環境負荷の大きい車両については「重課税率」が、環境負荷の小さい車両については「軽課税率(28年度課税分のみ)」が適用されます。

原動機付自転車・軽二輪・小型二輪は、登録年月・燃費の環境負荷に係わらず、全ての車両で税率が引き上げられます。軽自動車税には月割りがありません。毎年4月1日現在登録のある車両に課税され、税率は年税額となっています。

『軽自動車(三輪・四輪)』

	現行税率	新税率	重課税率	軽課税率 (※28年度のみ適用し29年度以降は新税率になります。)		
				平成27年4月1日から平成28年3月31日までに 初度検査及び新規登録をした車両		
車種	初度検査 年月が 「平成27年 3月まで」 の車両	初度検査 年月が 「平成27年 4月以降」 の車両	初度検査 年から 14年目の 車両	・乗用は、H32年度 燃費基準達成車 ・貨物は、H27年度 燃費基準+15% 達成車	・乗用は、H32年度 燃費基準+20% 達成車 ・貨物は、H27年度 燃費基準+35% 達成車	・電気自動車 ・天然ガス自動車
三輪	3,100円	3,900円	4,600円	3,000円	2,000円	1,000円
四輪 乗用 自家用	5,500円	6,900円	8,200円	5,200円	3,500円	1,800円
四輪 貨物 自家用	7,200円	10,800円	12,900円	8,100円	5,400円	2,700円
四輪 乗用 営業用	3,000円	3,800円	4,500円	2,900円	1,900円	1,000円
四輪 乗用 自家用	4,000円	5,000円	6,000円	3,800円	2,500円	1,300円

※電気及び天然ガス自動車は、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、

平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ない車両に限ります。

※ガソリン・ハイブリッド車は、平成17年排出ガス基準規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より

75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない車両に限ります。

最初の新規検査年月

自動車検査証			平成 年 月 日	軽自動車検査協会
番号〇〇〇〇〇	交付年月日	初度検査年月	自動車の種類	用 途
車両番号	平成 年 月 日	平成 年 月	自家用・事業	車体の形状
車台番号				
乗車定員				

『初度検査年月』とは、車両が初めて登録された時の新規検査年月のことです。
中古車の購入年月や車検を受けた年月ではありません。
自動車検査証の上部に記載がありますのでご確認ください。